

航空法施行規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 輸送禁止物件の例外輸送を認める場合の確認
- ② 手続根拠 : 航空法施行規則第194条第2項第2号ハ、ニ、ホ、ヘ
- ③ 手続対象者 : 確認を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 放射性輸送物を輸送しようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省航空局安全部安全政策課 03-5253-8111（内線50123）
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : ①と同じ

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示
- ② 標準処理期間 : 1ヶ月
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）